

国民年金 人生のパートナー

～こんなときに こんな安心～



老齢により収入が少なくなった、病気やケガなどで障害が残った、生計を支えていた夫が亡くなったなど、国民年金は人生のいろいろな「もしものとき」に支えてくれます。きちんと「加入」し、「保険料を納め」、変更があれば忘れずに「届け出する」、この3つのことを押さえておけばあなたの年金は安心です。

（問合せ）国民年金係 ☎89-2168

●老後の支えとして

老齢基礎年金 一定の期間以上保険料を納付した人が満65歳になったときから受けられます。

■受給するためには

次の①～⑤までの合計期間が25年以上必要です。

- ①第1号被保険者（自営業など）として保険料を納付した期間
- ②第2号被保険者期間（厚生年金や共済組合の加入期間）
- ③第3号被保険者期間（サラリーマンの妻など）として届け出した期間
- ④保険料を免除された期間（半額免除の場合は半額を納付した期間）、学生の納付特例期間（カラ期間）
- ⑤加入が任意とされていたり、海外在住期間など（カラ期間）

■年金額（年額：16年度価格） 794,500円

これは、20歳から60歳までの40年間保険料を納めた場合の満額です。保険料の未納や免除などの期間がある場合は、その期間に応じて減額されます。

●病気やケガなどで障害が残ったとき

障害基礎年金 国民年金の加入中（もしくは加入をやめた後でも60歳以上65歳未満で日本国内に住んでいること）や20歳前の病気やケガで、国民年金法に定める1級または2級の障害状態になったときに受けられます。

■受給するためには

病気やケガで初めて医師の診断を受けた日（初診日）の前々月までに、保険料の納付期間（免除期間含む）が3分の2以上あること。または、平成28年4月1日前に初診日がある場合は、初診日の前々月までの1年間に未納がないことが条件です。

■年金額（年額：16年度価格）

1級障害 993,100円

2級障害 794,500円

*18歳未満の子どもがいる場合は、子どもの人数により加算された額が支給されます。

●生計を支えていた夫に先立たれたとき

遺族基礎年金 国民年金の加入者や老齢基礎年金の受給資格がある人が亡くなったときに、その人に生計を維持されていた妻または子どもが受けられます。ただし、妻が受ける場合は18歳未満の子どもがいること、子どもが受ける場合は子ども自身が18歳未満であることです。

■受給するためには

死亡した日の前々月までに、保険料の納付期間（免除期間含む）が3分の2以上あること。または、平成28年4月1日前に亡くなった場合は、死亡日の前々月までの1年間に未納がないことが条件です。

■年金額（16年度） 794,500円（基本額）

*18歳未満の子ども的人数により加算された額が支給されます。



国民年金からの大切なお知らせです

◎国民年金保険料は？

平成17年4月から平成18年3月までの国民年金保険料は月額13,580円となります。

◎若年者納付猶予制度が導入されます。

これまででは、30歳未満の人々の場合、所得が基準額を上回る世帯主（親など）と同居していると、保険料免除の対象にはなりませんでしたが、17年度から30歳未満の本人および配偶者の前年の所得

が基準額以下の場合は、申請により月々の保険料納付が猶予されます。なお、満額の老齢年金を受け取るために、その後10年間のうちに保険料を納付することができます。（2年以上経過後は保険料に一定の加算がかかります。）

◎保険料免除の所得基準が一部緩和されます。

若者に多い単身世帯に厳しいものとなっていた保険料免除の所得基準が、単身世帯を中心に緩和されます。